

座間市教育委員会 9月定例会会議録

1 開会日時 令和4年9月14日（水） 午前9時30分

2 場 所 座間市役所5階教育委員会室

3 出席委員 教育長 木島 弘  
 教育長職務代理者 小井田 由美子 委員 馬場 悠男  
 委員 鈴木 義範 委員 北村 美奈子

4 出席職員 教育部長 安藤 誠 教育総務課長 高木 力  
 学校教育課長 野澤 慎 保健給食担当課長 東 真  
 教育指導課長 宮崎 広孝 生涯学習課長 吉野 芳絵  
 図書館長 飯田 京子 教育研究所長 石田 正行

5 書 記 佐藤 雄一 中坪 祐貴

6 案 件

No.	議案番号	議 案 事 項 名	提案説明者	結果
1	38	座間市教育委員会職員の人事について	教育部長	承認
2	39	和解及び損害賠償の額を定めることについて	教育指導課長	承認

No.	報告番号	報 告 事 項 名	報告者	結果
1	10	県費負担教職員の任用について	学校教育課長	—

木島教育長 それでは、ただいまより9月定例教育委員会を開会いたします。  
 お諮りします。会期は今日一日でよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 それでは、会期は9月14日今日一日といたします。

次に、教育委員会会議規則第21条第2項の規定により、会議録署名委員に馬場委員と鈴木委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

続きまして、教育長報告に移ります。前回の定例会からの経過を報告いたします。

<教育長報告>

木島教育長 8月17日(水)定例教育委員会、教育長、教育長職務代理者、馬場委員、鈴木委員、北村委員出席です。

8月23日(火)道徳教育研究会、教育長出席です。

8月24日(水)市議会第3回定例会開会・提案説明、教育長出席です。

同日、市中学校総合文化祭文化部発表部門、教育長出席です。

8月27日(土)から28日(日)、全国花火競技大会「大曲の花火」、市長の代理として行ってまいりました。

8月29日(月)市議会第3回定例会総括質疑、教育長出席です。

8月30日(火)西中学校施設視察、新しくなったトイレの視察をしてまいりました。

8月31日(水)市議会第3回定例会一般質問、教育長出席です。

9月1日(木)市議会第3回定例会一般質問、教育長出席です。

9月2日(金)市議会第3回定例会一般質問、教育長出席です。

9月3日(土)市総合防災訓練、会場は座間小学校でした。教育長出席です。

同日、キッズドリームデイ(ドリームマッチ)があり、私が出席しました。これは、本市をホームタウンとするサッカークラブの「SC相模原」が開催したイベントで、中学生選抜チームと、元日本代表選手チームが試合をするものでした。本市からは4名の生徒が選抜され、立派にプレーをしていました。

9月4日(日)秋季学童軟式野球大会・0462.net杯争奪ジュニア軟式野球大会開会式、教育長出席です。

同日、相模川クリーンキャンペーン、教育長出席です。

9月10日(土)市青少年創意くふう展覧会表彰式、教育長出席です。

以上です。ただいまの経過報告について、御質問等ございますか。

木島教育長 御質問等もないようですので、以上で経過報告を終わります。

次に、本日の案件に移りますが、まずは非公開とする案件についてお諮りします。2ページの議事運営要領を御覧ください。議案第38号及び報告第10号については、人事に関する案件ですので非公開にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 御異議なしと認め、議案第38号及び報告第10号は非公開といたします。

また、審議の順番については、公開案件を行った後、非公開案件を順に行うことといたします。

それでは、議案第39号「和解及び損害賠償の額を定めることについて」、提案説明をお願いいたします。

(宮崎課長 挙手)

木島教育長 宮崎教育指導課長、お願いいたします。

宮崎課長 それでは、6ページを御覧ください。議案第39号「和解及び損害賠償の額を定めることについて」、和解及び損害賠償の額に関し、別紙のとおり申し出ることについて、座間市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき別紙のとおり臨時代理をしたので、同条第2項の規定により承認を求める。提案理由は、在校時間中に発生した在籍生徒による損害に対し、和解及び損害賠償の額を決定いたしたく、市長部局に対し別紙のとおり申し出ることについて提案するものです。

7ページは、市長への依頼文です。

8ページが、損害賠償等の詳細です。一部読み上げさせていただきます。「和解及び損害賠償の額を定めることについて」、次のとおり和解し、損害を賠償するものとする。

1 相手方 座間市南栗原五丁目在住 男性 58歳。2 和解の要旨 市は、相手方に対し120万1,981円を支払う。3 事故発生日時 令和4年5月24日午後1時頃。4 事故発生場所 座間市南栗原五丁目相手方敷地内。5 事故の状況 座間市立南中学校に在籍する生徒が、昼休み中に校外へ抜け出し、相手方敷地内に駐車中の相手方車両によじ登り、破損させたものである。6 損害賠償の額 120万1,981円。

この内容で市議会第3回定例会に提出され、9月12日には民生教育常任委員会でも審議されました。今後も、学校と連携して対応に当たっていきたいと考えております。

議案第39号についての説明は以上です。

木島教育長 ありがとうございます。ただいまの件につきましては、本日の会議開催前に、委員の皆様へ詳細をお伝えいたしました。ここで、更に御質問等はございますか。

木島教育長 御質問等もないようですので、議案第39号は承認することよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 御異議等ないようですので、議案第39号は承認いたします。

本日、公開の案件は以上です。

会議の冒頭で決定しましたとおり、議案第38号及び報告第10号は非公開といたします。

(議案第38号「座間市教育委員会職員の人事について」及び報告第10号「県費負担教職員の任用について」は非公開)

木島教育長 本日の案件は以上です。

その他、委員会の中で取り上げたいことはございますか。

(高木課長 挙手)

木島教育長 高木教育総務課長、お願いいたします。

高木課長 教育総務課から、学校施設の維持管理業務における事故及び損害賠償について報告させていただきます。

お手元に配付いたしました、「教育総務課報告事項 資料」を御覧ください。和解及び損害賠償を行った事故の概要です。事故発生日時は、令和4年5月10日午前9時10分頃。事故発生場所は、座間市立青少年センター駐車場です。事故の状況は、立野台小学校敷地内で草刈り機を使用して除草作業を行っていたところ、小石が敷地フェンスを越えて同センター駐車場へ飛び、駐車していた相手方車両を損傷させたものです。和解の内容は、過失割合が市側100%で、損害賠償の額67万5,928円を負担することで、地方自治法第180条第1項の規定により、令和4年8月29日に市長が専決処分いたしました。なお、相手方とは同日、同内容で示談が成立いたしました。

また、本件については、現在開会中である座間市議会第3回定例会の閉会日において、「専決処分の報告について」として、地方自治法第180条第2項の規定により報告する予定です。

今後は、作業方法に注意し、再発防止に努めてまいります。

なお、専決処分について少し説明させていただきます。専決処分とは、本来、議会の議決、決定を経なければならない事柄について、地方自治法の規定に基づき、議会の議決、決定の前に地方公共団体の長が自ら処理することをいいます。本市では、地方自治法第180条第1項の規定により、市長において専決処分できる事項を、平成

28年3月25日の議決において指定しています。その一つとして、「法律上市の義務に属する損害賠償の決定で、当該決定に係る額が100万円以下のものについて、その額を定めること。」とあり、本件については損害の額が100万円以下であったため、市長の専決処分としたものです。以上です。

木島教育長 ありがとうございます。  
他に取り上げたいことはございますか。

木島教育長 よろしいでしょうか。  
それでは、次回の定例会は令和4年10月19日（水）午前9時30分から教育委員会室で開催いたします。

以上で9月定例教育委員会を閉じさせていただきます。

（午前9時49分閉会）